

質問番号	資料名	項	箇所	項目名	質問内容	回答
1	公募設置等指針	11	(9)	提案にあたっての基本条件	敷地内はJR路線と近接しておりますが、境界からセットバックする距離、また規制される建物の高さ・業務・工事内容等がございましたらお示し下さい。	サウンディング型市場調査結果等から、第3工区南側の桜並木（緑地帯）を存置で考えているため、JR用地からの離隔は十分に確保されているものと考えていますが、施工時にJR近接協議を要する場合があります。 なお、JR用地から北側に約50mの範囲は、第1種住居地域となりますので、建築物の用途制限を確認の上、計画願います。
2	公募設置等指針	11	(9)	提案にあたっての基本条件	敷地内に高圧線と思われる鉄塔がございますが、それに伴う作業範囲規制、建築物建物高さ制限、運営許可制限等がございましたらお示し下さい。	当該設備は、66,000ボルト送電線となっております。重機等での作業時は、各電線から4.0m以上の安全距離を確保する必要があります。 また、建築物の制限についても同様に各電線から4.0m以上の離隔を確保する必要がありますが、作業時離隔を考慮のうえ、計画願います。
3	公募設置等指針	11	(9)	提案にあたっての基本条件	近接道路の出入り口部分における開口延長の長さ、箇所数等、決まりが有るようでしたらご教授ください。	乗入れ口は、現状の第3工区西側（市道水入線側）に1箇所、第3工区北東側（県道泉塩釜線側）に1箇所を想定しており、幅は相互通行ができる5.5m以上で考えています。
4	公募設置等指針	11	(9)	提案にあたっての基本条件	事業地までの市でのインフラ整備による、電気や上下水道の供給量をどの程度で想定されておるかお示し下さい。	事業者が提案する施設や運営内容等にもよりますので、想定はしておりませんが、水道は敷地内に整備済みである水道管（PPφ50）を利用し、電気供給量は認定計画提出者と協議します。
5	公募設置等指針	11	(9)	提案にあたっての基本条件	地下歴史文化物に係る事項が発生することも有るのでしょうか。また、発生した場合、どの程度工程に影響が有るのでしょうか、お示し下さい。	文化財保護法に基づく事務手続きが必要となり、手続き完了までに約60日要し、整備する施設の設計内容に応じて、宮城県教育委員会の判断により発掘調査が必要となります。 なお、宮城県における発掘調査基準は、県ホームページで公開されている「埋蔵文化財保護の手引き」から、当計画地内での既往調査成果例は、市ホームページの参考資料「発掘調査」から確認願います。 施設の規模等が大きくなれば、発掘調査に要する日数は長くなると想定されます。
6	公募設置等指針	11	(9)	提案にあたっての基本条件	運営期間内に、敷地内・近接地で想定される大規模改修工事等がございましたらお示し下さい。	実施時期は未定ですが、事業地東側では都市計画道路清水沢多賀城線の延伸を計画しております。
7	公募設置等指針	11	(9)、ア	インフラ整備について	事業地までのインフラ整備は市が行うとあるが、整備位置と内容についてご提示頂きたい。	インフラ整備については下記の通りです。 電気…分電盤、引込柱等を2箇所（第3工区北東角及び南東角付近） 下水…第1公共枿を1箇所（第3工区北東付近） 水道…水道管PPφ50を整備済み（第3工区北側） 電話・通信…事業者において整備 ガス…事業者において対応（プロパン）
8	公募設置等指針	11	(9)、イ	発掘調査について	公募対象公園施設及び利便増進施設の整備に係る調査費は、認定計画者が負担、詳細は協議の上、決定。また、認定計画提出者の工事に合わせ施工の際は市と協議の上で行うとあるが、事前の打合せでは調査自体は市が実施する方針であると説明を受けたと認識しているが、事業者側が行うということか。調査費に関しても、詳細は協議の上となっているが、事業計画値に反映させる必要があるため方向性をはっきりと確認したい。	特定公園施設に係る調査及び費用は市が負担するものとし、公募対象公園施設及び利便増進施設は応募法人又は応募グループが行うものとします。 なお、宮城県における発掘調査基準は、県ホームページで公開されている「埋蔵文化財保護の手引き」から、当計画地内での既往調査成果例は、市ホームページの参考資料「発掘調査」から確認願います。
9	公募設置等指針	11	(9)、イ	発掘調査について	建造物について、遺跡等埋没している可能性があると思うが、現時点では何メートルの深さまで掘削してよいか教示願いたい。	掘削深度の制限はありませんが、宮城県教育委員会が施設の設計内容や恒久性等の性質・用途等を総合的に検討した上で、発掘調査の要否を決定します。 なお、宮城県における発掘調査基準は、県ホームページで公開されている「埋蔵文化財保護の手引き」から、当計画地内での既往調査成果例は、市ホームページの参考資料「発掘調査」から確認願います。

質問番号	資料名	項	箇所	項目名	質問内容	回答
10	公募設置等指針	11	(9)、イ	発掘調査について	掘削深さ、構造により発掘調査の対象となる可能性があるとのあるが、深さ何m以降からその可能性があるのかお知らせ頂きたい。	掘削深度の制限はありませんが、宮城県教育委員会が施設の設計内容や恒久性等の性質・用途等を総合的に検討した上で、発掘調査の要否を決定します。 なお、宮城県における発掘調査基準は、県ホームページで公開されている「埋蔵文化財保護の手引き」から、当計画地内での既往調査成果例は、市ホームページの参考資料「発掘調査」から確認願います。
11	公募設置等指針	14	(1)	必須提案施設について	運営時間・年間営業日数・年末年始休業等の決まりがございましたらお示し下さい。	公募対象公園施設は、中央公園や周辺施設の利用者、何気なく訪れた方が休憩や食事等、日常使いができる場所として整備することを方針としているため、原則、年間を通した運営を想定しています。 設置する施設のポテンシャルを活かした内容として、特定公園施設や周辺施設等の運営状況等と整合を図り、提案願います。
12	公募設置等指針	14	(1)	必須提案施設について	事業終了後は、現在第3工区のとおり使用されている部分同様の状態での返却と考えてよろしいでしょうか。お示し下さい。	ご理解のとおりです。ただし、管理事務所（特定公園施設）を公募対象公園施設と合築している場合等の回復内容については、協議の上で決定することとします。
13	公募設置等指針	14	(1)	必須提案施設について	飲食・物販施設の想定されるイメージ等がありましたらお示しください。	特定公園施設の利用者だけでなく、中央公園や周辺施設の利用者、沿道利用者が足を運びたいような、休憩や食事等、日常使いができる場所をイメージしています。
14	公募設置等指針	14	(1)	必須提案施設について	飲食物販施設に関しては、年間を通しての運営が難しい場合、週末や繁忙期などに限定して営業することは可能でしょうか、お示し下さい。	飲食物販施設（公募対象公園施設）は休憩や食事等、日常使いができる場所とすることを整備方針としているため、原則、年間を通した運営を想定しています。
15	公募設置等指針	14	(1)	必須提案施設について	大雨、洪水など気象災害時の営業等、基準となる指針等がございましたらお示し下さい。	公募対象公園施設に係る営業判断は認定計画提出者が行うものとなりますが、新型コロナウイルス感染症を例に、状況により協議の上で判断をする可能性はあります。
16	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	特定管理施設管理に伴う防犯カメラ設置、夜間警備費等も指定管理業務費用に含めてよろしいかお示し下さい。	防犯カメラを設置することは可能ですが、設置台数や必要性についての根拠を明らかにしてください。 なお、夜間警備費等は、指定管理料に含めることを想定していますが、理想となる施設の開放形態についても提案願います。
17	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	管理事務所での集金業務については、現金・ネット受付等の方法に決まりがございましたらお示し下さい。	有料とする特定公園施設の利用料金は条例で定めませんが、その利用料金は指定管理者が徴収し、指定管理者の収入となります。市場調査やマーケティングリサーチ等から、適切な収納方法を提案願います。
18	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	駐車場を有料制にすることが可能かお示し下さい。または、イベント時に自主事業で有料にすることが可能かお示し下さい。そして、その収入を運営に充てることのできるのかをお示し下さい。	事業地（第3工区及び第2工区の一部）の駐車場は、他工区の駐車場との整合を図り原則「無料」とします。 なお、イベント開催時も同様とします。
19	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	新規に設置されるであろう、トイレ等の構造物の形状等ございましたらご教授ください。	市ホームページ「各種CAD図面」からご確認ください。
20	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	特定公園施設である室内・室外のスケートパークは、管理許可による有料施設としての管理・運営を想定しますが、この際、管理許可に伴う土地の使用料は免除ということで間違いはないでしょうか。また指定管理料の一部を同施設の管理費に充当することも問題ないと考えますが、よろしいでしょうか。	特定公園施設として整備するスケートパーク（屋内・屋外）は「特定公園施設に係る建設・譲渡契約」に基づき、市へ譲渡後、利用料金制による公共施設として指定管理者が管理・運営をします。 従って、特定公園施設に係る占用料（土地の使用料）は発生しません。

質問番号	資料名	項	箇所	項目名	質問内容	回答
21	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	遊具、ベンチ、腰掛スツールなど、スケートパーク利用者の為の休憩施設等は、任意提案施設として特定公園施設に入れることが可能かお示し下さい。 同様に建物周辺の外構構造物である、舗装や手すり、フェンス等は特定公園施設に含まれるのかお示し下さい。	遊具等を特定公園施設として提案することは可能です。 また、建物周辺等の手すり、フェンス等について、対象となる建物を特定公園施設とし、建物に関する管理施設であれば、特定公園施設とするのが妥当と考えられます。
22	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	緑地に係る要求される緑化面積等がございましたらお示し下さい。	緑化面積について整備面積の指定はありませんが、第3工区南側の桜並木（緑地帯）は存置とした上で施設配置計画を行ってください。
23	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	外構構造物で高さ制限、大きさ制限等がございましたらご教授ください。	フェンス等の外構構造物の制限はありませんが、事業地の周辺は多賀城市景観計画（平成27年4月策定）で定める景観重点区域（市川地域）であるため、建築物等の形態意匠や色彩、高さ等は周囲と調和した内容としてください。
24	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	歩道部分の切り下げ工事等は、市の方での工事として考えてよろしいのでしょうか、お示し下さい。	現在、市で想定する乗入れ口の整備は市で実施予定で考えておりますが、別途、認定計画提出者が提案する乗入れ口等の歩道整備は協議の上で決定することとします。
25	公募設置等指針	16	(2)	特定公園施設の整備に関する条件について	工事の作業時間規制・期間等がございましたらお示し下さい。	工事の時間・期間等の規制は定めておりませんが、第3工区南側は住宅地であることや、土日祝日の周辺園地利用者、あやめまつり等イベント開催時などを考慮した上で、工事計画を検討願います。
26	公募設置等指針	17	イ、ウ	その他施設について	市で先行整備する施設とあるが、整備内容や位置についてお知らせ頂きたい。また、共用トイレの整備もあるかと思うが、提案内容により、整備位置を変更することは可能かお知らせ頂きたい。	主な整備は、第3工区内にトイレ、第2工区の一部に駐車場、有料サッカー場北側通路部に汚水管、第3工区現況2箇所の乗入れ口を整備予定です。その他、第3工区外周のフェンスや排水設備（側溝・集水桝）、電気設備（分電盤・引込柱）などの整備を考えておりますが、認定計画提出者と協議が必要となります。 なお、市で整備予定のトイレについて、位置の変更は考えておりません。
27	公募設置等指針	19	(5)、ア	特定公園施設の維持管理運営に関する条件	特定公園で利用料金を徴収することは可能か	有料とする特定公園施設の利用料金は条例で定めませんが、その利用料金は指定管理者が徴収し、指定管理者の収入となります。
28	公募設置等指針	19	(6)、ア	特定公園施設の維持管理運営に係る経費見込額（指定管理料）	運営費について提案に応じてとあるが、どこまで想定してよいか、金額が明記されていないと運営計画の策定が困難である。上限を教えてください。	市場調査やマーケティングリサーチ等を踏まえ、期待する利用人数や運営計画に基づく従業員数等を考慮の上、収支計画を提案願います。 【参考】 ・市ホームページ「指定管理者の募集と導入状況」 https://www.city.tagajo.miyagi.jp/gyosei/shise/kaikaku/shitekanri/boshu/index.html
29	公募設置等指針	22	6、(1)、ア	応募者の資格	建設業許可・体制について、参加表明後に工事関係者や協力企業を追加することは可能か。カフェ等	グループで応募する場合、代表法人及び構成法人の変更は原則として認めません。審査は工事実績や運営管理体制も評価の対象となるため、可能な限り実施体制に基づく提案としてください。ただし、やむを得ない事情による場合であって、認定公募設置等計画の実現に支障がなく、公募の公平性が担保される範囲内においては変更を認める場合があります。 また、公募対象公園施設にテナントとして入居する事業者や公募対象公園施設の運営を認定計画提出者から受託する事業者、公募への参加資格に示す役割に該当しない企業等は、協力企業（会社）として参画していただくことを想定しています。

質問番号	資料名	項	箇所	項目名	質問内容	回答
30	公募設置等指針	22	6、(1)、ア	応募者の資格	応募段階では「応募グループ（6～7社）で参加、認定を受けた後に合同会社を設立し、多賀城市と協定を締結。合同会社の社員は3社、残りの3～4社は合同会社には加わらず協力会社という位置付けを予定している。上記のような対応は可能か。	公募設置等計画提出後の体制変更は原則として認めません。審査は工事実績や運営管理体制も評価の対象としますので、公募設置等予定者の決定後も変更は原則として不可となります。ただし、やむを得ない事情による場合であって、認定公募設置等計画の実現に支障がなく、公募の公平性が担保される範囲内においては変更を認める場合があります。
31	指定管理業務要求水準書	7	(1)	管理運営業務について	第3工区敷地内と、第2工区の一部敷地内エリアのみの指定管理業務という事でよろしいかお示し下さい。	ご理解のとおりです。
32	指定管理業務要求水準書	7	(1)	管理運営業務について	指定管理業務で管理すべき既存物の具体的な数量・規模・回数等、現状で想定されておるものがございましたらお示し下さい。	指定管理の対象は、公募対象公園施設及び利便増進施設を除いた、全ての公園施設（第3工区及び第2工区の一部）となります。ただし、既存占用施設である水道施設（高平減圧弁）、電力施設（送電鉄塔）については指定管理の対象外となります。
33	指定管理業務要求水準書	7	(1)	管理運営業務について	電気代や水道代などの光熱水費は、入場者数で増減が有ると思いますが、想定入場者数での算出でよろしいか、もしくは想定された金額が有るのかお示し下さい。	想定入場者や施設の運営計画に基づいて算出願います。
34	指定管理業務要求水準書	7	(1)	管理運営業務について	自販機等の無人販売所の設置は、自主事業として認めていただけるのかお示し下さい。	可能とします。ただし、設置する内容等の詳細は協議の上で決定することとします。
35	指定管理業務要求水準書	7	(1)	管理運営業務について	清掃回数等に係る為、利用者のマナー向上のために、注意喚起や巡回等、利用方法に係る費用を、指定管理業務費用に想定で含めてもよろしいか教えてください。	可能とします。ただし、詳細は協議の上で決定することとします。
36	指定管理業務要求水準書	7	(1)	管理運営業務について	あやめ祭り等の他工区で行われるイベント開催時に、第3工区および第2工区で規制となるような季節・期間・内容等はございますのでしょうか。ご教授ください。	現在、事業地における運営が規制となるイベント等の想定はありませんが、他工区等でイベントを開催した際に協力を求める可能性はあります。
37	指定管理業務要求水準書	7	(1)	管理運営業務について	施設の利用向上に係るSNS等や、ネット媒体などの広報費や、利用促進のためのSNS媒体使用に係る費用は指定管理費に含まれますのでしょうか。お示し下さい。	可能とします。ただし、詳細は協議の上で決定することとします。
38	指定管理業務要求水準書	7	(1)	管理運営業務について	現地で想定される、運営協力が求められる地域団体、ボランティア機関等がございましたらお示し下さい。	本事業に直接的に関連する地域団体やボランティア機関等はありません。
39	指定管理業務要求水準書	7	(1)	管理運営業務について	埋蔵文化物に係る調査等が、運営中にも考えられますのでしょうか。第3工区や第2工区の一部で規模・期間・範囲等がございましたらお示し下さい。	運営中に市が発掘調査を行うことは想定しておりませんが、認定計画提出者が地面の改変を伴う事業を実施する際は、事前に文化財保護法に基づく手続きが必要となり、内容によっては発掘調査が必要となる場合がありますので、事前に多賀城市教育委員会に相談願います。 なお、宮城県における発掘調査基準は、県ホームページで公開されている「埋蔵文化財保護の手引き」から確認願います。
40	ホームページ (参考資料)			占有物件位置図	ホームページにて図面の提供はあるが、占有物件の種別をご提示頂きたい。占有物件は撤去が出来ないと思われるが、その他の残置物があれば種別をお知らせ頂きたい。また、占有物件以外は撤去が可能か、撤去費用は提案者負担となるのかも合わせてご指示頂きたい。	第3工区西側の既存施設である水道施設（高平減圧弁）、電力施設（送電鉄塔）の撤去は不可となります。敷地北側の埋設管（水道管PPφ50）は、本事業において利用予定のため、撤去・移設は考えておりません。敷地北側に仮置きしている自然石は、桜並木（緑地帯）のり面石組みを市において施工する予定です。敷地東側の防球ネットは、市において撤去する予定です。その他、敷地南側の施設利用者倉庫等については、所有者と協議済みであり、敷地外に移設予定です。

質問番号	資料名	項	箇所	項目名	質問内容	回答
41	ホームページ (参考資料)			地質調査データ	孔口標高のBMは敷地断面図のBMと同じと考えてよいかご指示頂きたい。違う場合はBMのレベル差をお知らせ頂きたい。	掲載している地質調査データは、調査後に第3工区内の整備を行っているため、敷地断面図のBMとは異なる箇所がありますので、参考として検討してください。 なお、第3工区内の2箇所ですウェーデン式サウンディング試験を実施しますので、令和6年3月中旬以降に調査データをホームページに追加掲載する予定です。
42	ホームページ (参考資料)			図面データについて	市ホームページに掲載されている各種図面をCADデータで提供願いたい。	市ホームページ「各種CAD図面」からご確認ください。
43	ホームページ (参考資料)			図面データについて	R6.2.15に公開されたデータを確認しましたが、公募対象範囲がどこまでなのかわかりません。第二工区の一部及び第三工区の整備エリアについて具体的な範囲をお知らせください。	公募対象範囲（施設設置可能場所）は、第3工区内に限定します。 また、指定管理範囲は第3工区及び第2工区の一部です。
44	様式			様式3 誓約書について	誓約書欄外に協定書等を添付と記載されておりますが、未作成時は提出しなくてもよろしいでしょうか。	未締結時は不要です。
45	様式			様式9-5-2 資金計画及び事業収支計画 様式9-5-4 特定公園施設に係る維持管理・運営費内訳	備考欄が表示されていないが、任意に追加しても良いか	様式の記載内容を修正しました。
46	様式			様式9-7 公園の全体計画について	緑化計画図には緑被率とその根拠を明示するようあるが、現況測量図の32124.17㎡に対する緑化する平面面積の比率で表示してよいか。また、緑被率の最低限度値はあるのかご指示頂きたい。	緑被率については、第3工区の敷地面積（約1.6ha）に占める割合で算出してください。緑被率の最低限度値は定めていませんが、第3工区南側の桜並木（緑地帯）の撤去は考えておりませんので、存置とした上で施設配置計画を行ってください。
47	様式			様式9-8・9-9 イメージパースについて	様式9-7公園全体計画で外観パースの要求があり、様式9-8公募対象公園施設と様式9-9特定公園施設でも同じ外観パースの要求があるが、同じ建物でもアングルを変えたパースを確認したいとの意図かご教示ください。	様式9-7は公募対象区域における全体像に係るものとして提出願います。 様式9-8（公募対象公園施設）、様式9-9（特定公園施設）については、様式9-7で提出したものと同様となる場合は割愛も可能とします。